

葉山町再生可能エネルギーシステム等設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）又は定置用リチウムイオン蓄電システム（以下「システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図ることを目的とする。

(補助対象システム)

第2条 補助の対象となるシステムは、別表第1に掲げる補助対象設備のうち未使用品（中古品は対象外）とする。ただし、過去にこの要綱又はこの要綱による廃止前の葉山町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱（平成21年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）に基づく補助を受けたシステム及び既に設置されているシステムの更新については補助の対象としない。

(補助対象者)

第3条 補助金を受けることができる者は、町内に住所を有し（町内に住居を新築又は建て替えのため町外に居住している者も含む。）、町内の自ら居住するための住宅（店舗又は事務所等と兼用している場合も含む。）に、申請年度の3月末日までにシステムの設置又はシステム付き住宅の購入が完了できる者であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 町税等の滞納がないこと。
- (2) 設置する建物が、補助対象者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。
- (3) 住宅用太陽光発電システムを設置する場合にあっては、電力会社と電力需給契約を締結する者であること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表第2に掲げるとおりとする（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の総額以内の額とし、別表第3に掲げるとおりとする。なお、施設を増設する場合は、それぞれのシステムにつき上限50,000円から過去にこの要綱又は旧要綱に基づき交付した金額を控除した額を上限とする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、システムの設置工事を着手又はシステム付き住宅を購入する前に、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) システムの仕様書
- (2) 工事請負契約書の写し又はシステム付住宅売買契約書の写し及びシステム設置に係る経費の内訳が確認できるもの
- (3) システムの設置場所の地図
- (4) 同意書(申請者以外に所有者がいる場合又は建物の所有者が申請者と異なる場合に限る。)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付申請の期限)

第7条 前条の規定による申請は、補助金の交付を受けようとする年度の2月末日まで行うものとする。

(交付決定及び通知)

第8条 町長は、第6条の規定による申請があったときは、内容を審査し、交付の適否について、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

- 2 前項の場合において、補助金交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付けることができる。

(計画の変更等)

第9条 申請内容に変更が生じたときは、速やかに計画変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、提出を省略することができる。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、計画の変更等を承認するときは、計画変更承認通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、補助事業を中止する場合は、速やかに中止承認申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。
- 4 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、計画の中止を承認するときは、中止決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、システムの設置を完了した日から30日以内又はシステムの設置を完了した日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式

第7号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 対象システム設置状況を示すカラー写真

(住宅用太陽光発電システムの場合は、太陽電池モジュール設置枚数が確認できること。
設置環境により写真撮影ができない場合は対象システムの位置図を添付)

(2) 対象システムの設置に係る領収書の写し及び経費の内訳が確認できるもの

(3) 対象システムの出荷証明書(写し)又は保証書(写し)

(4) 住宅用太陽光発電システムの場合は、設置した太陽電池モジュールの変換効率、
未使用品であることが確認できる出力対比表(設置枚数分の出力と製品番号の対比が
できるもの)

(5) 住宅用太陽光発電システムの場合は電力会社との電力需給契約書の写し

(6) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定及び通知)

第11条 町長は、前条に定める実績報告書を受領したときは、完了検査を行うとともに、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を確定し、その旨を補助金交付確定通知書(様式第8号)により申請者へ通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 町長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

(取得財産の管理及び処分)

第13条 申請者は、補助金の交付を受けて取得した財産(以下「取得財産」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 申請者は、設置の日から起算して5年を経過するまでは、町長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保(以下「処分」という。)にしてはならない。

3 申請者は、前項に規定する処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分に関する処分承認申請書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前3項に定める事項について、必要があると認めるときはその管理及び運用の状況を調査することができるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは、一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正な行為があったとき。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 葉山町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱（平成21年4月1日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

設備の種類	補助対象設備
住宅用太陽光発電システム	次の要件を満たす設備 （１） 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が 10kW 未満のもの （２） 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく設備認定を受けられるもの
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	一般社団法人燃料電池普及促進協会に機器登録されている設備
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助対象者が申請を行う年度または前年度の、国の定置用リチウムイオン蓄電システムに関する補助金の対象設備

別表第 2（第 4 条関係）

設備の種類	補助対象経費
住宅用太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、インバータ及び保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、余剰電力販売用電力量計、配線、配線器具の購入及び据付、設置工事に係る費用、その他町長が必要と認めるもの
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	補助事業において家庭用燃料電池システムを設置するために必要な経費（設備費、工事費）
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助事業において定置用リチウムイオン蓄電システムを設置するために必要な経費（設備費、工事費）

別表第 3（第 5 条関係）

設備の種類	補助金の額
住宅用太陽光発電システム	1 kW あたり 1.5 万円 上限 5 万円
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	5 万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	5 万円